



2017年9月29日号

目次

(W&B No. 201709CY)

1. 企業名称(商号)の登記時の禁止規則と同一類似対比規則(2017年8月3日)
2. 杭州インターネット裁判所の開設(2017年8月18日)
3. 中級人民法院の知財専門庭の増設と管轄変更の動き(2017年8月)
4. 不正競争防止法(反不正当竞争法)の改正草案(第二次審議稿意見募集)(2017年8月28日)

【1】企業名称(商号)の登記時の禁止規則と同一類似対比規則(2017年8月3日)

工商行政管理総局商標局は、7月31日に中国法人が商号である企業名称の登記申請をする場合に禁止される事項及び同一類似を判断する規則の制定を通知(工商企注字[2017]133号)し、8月3日付公示した。中国の法人登記は、「企業名称登記管理規定」及び「企業名称登記管理実施弁法」に基づき、登記申請手続きが管理されているが、今回は、将来の登記手続きの効率化などを見据え、ネット上での登記手続きなどのために、企業名称の対比審査などの体制を整備することを目的とし、「企業名称禁止制限規則」と「企業名称同一類似対比規則」が導入された。

「企業名称禁止制限規則」は全33条からなり、第2章には主に以下のような禁止事項が第4条から第14条まで規定されている。

- ① 企業名称が既に登記、認可済の企業名称と同業種、同一名称の場合(第4条)
- ② 企業名称に国家、社会公共の利益を害する、公序良俗に反する内容や文字を含む場合(第5条)
- ③ 企業名称が一般大衆に欺瞞、誤解を招くおそれのある内容や文字を含む場合(第6条)
- ④ 企業名称に海外の国家、地区、国際機関などの名称を含む場合(第7条)
- ⑤ 企業名称に政党名、政府組織名、社会組織などの名を含む場合(第8条)
- ⑥ 企業名称に国の規範以外の文字、外国語の文字や数字を含む場合(第9条)

また、第3章には以下のような制限事項が第15条か

ら第29条まで規定されている。

- ① 企業名称が同一の登記機関で登記、認可済の企業名称と同業種、類似企業名称になる場合(第15条)
- ② 企業名称に他の非営利法人の名称が含まれる場合(第16条)
- ③ 企業名称に別の企業の名称が含まれる場合(第17条)
- ④ 企業名称が非営利組織であることを明示・暗示したり、設立の目的を逸脱したりする場合(第18条)
- ⑤ 企業名称が「中国」、「中華」などで始まる場合(第19条)

「企業名称同一類似対比規則」は全8条からなり、第3条に同一の場合、第4条に類似の場合が規定されている。例えば、類似とは

- ① 同一の登記機関に登記する企業名称の固有名称は同一で、業種標記は同一ではないが類似する場合;
- ② 同一の登記機関に登記する企業名称の固有名称は異なるが発音が同一で、業種標記は同一或は類似する場合;
- ③ 同一の登記機関に登記する企業名称の固有名称は異なるが同一文字が含まれ、業種標記は同一或は類似する場合;

詳細は規定でご確認ください。

関連サイト:

http://www.saic.gov.cn/zw/wjfb/zjwj/201708/t20170804_268149.html

【2】 杭州インターネット裁判所(杭州互联网法院)の開設(2017年8月18日)

8月18日、浙江省杭州市にインターネット専門裁判所が開設された。国務院は2011年頃よりインターネット上での紛争を解決する対策の検討を開始し、2015年から浙江省高級人民法院は特定の裁判所を指定してインターネット上での紛争処理を開始した。今年の5月に最高人民法院は杭州鉄道法院に杭州地区のインターネット上の紛争事件を集中させ、6月末までに1500件弱の案件が立案された。6月26日には正式にインターネット裁判所の設立が決定され、杭州鉄道法院は杭州互联网法院と改名され、設立に至った。

杭州互联网法院の専属管轄は下記の通りで、第二審は浙江省高等法院となる。

1. ネット上での売買、サービス、少額決済などに関する紛争
2. ネット上での著作権帰属、著作権侵害に関する紛争
3. ネットを使用した他人の人格権の侵害の紛争
4. ネットで販売した製品責任法の対象の紛争
5. ドメイン名の紛争
6. ネット紛争案件管理の行政紛争
7. その他、上級裁判所が指定した民事・行政紛争事件



審理業務は、杭州互联网法院内に設置される訴訟プラットフォームで実施され、提訴、受理、送達、訴訟前調停、挙証、質疑、予備審理、開廷審理、判決、執行の一連の業務がネット上で行われる。開廷審理はテレビ会議のような形式になり、電子的収録がされ、法廷記録が作成されるなど、迅速な結審が目指されている。

現在は組織作りと実績作りによる体制整備が進められているところであり不明な点が多いが、特許侵害や商標侵害を処理することは従来と変わりないと考えられる。

関連サイト:

<https://www.netcourt.gov.cn/>

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-56422.html>

【3】 中級人民法院での知財専門庭の増設と管轄変更の動き

中国では2016年に北京、上海、広州に当該地区を管轄する知識産権法院が設置されたが、2017年1月には江蘇省、四川省、湖北省の中級人民法院に知識産権法廷が設置され、省内の知識産権事件を管轄するように変更された。そして、8月にはその地域が山東省、浙江省、安徽省、福建省に拡大され、現在移行作業中である。今後はこうした地域での紛争事件の管轄には十分に注意が必要である。

地区	中級人民法院	管轄地区
江蘇省	南京知識産権法廷 蘇州知識産権法廷	南京、鎮江、揚州、泰州、盐城、淮安、宿迁、徐州、连云港 苏州
四川省	成都知識産権法廷	四川省
湖北省	武漢知識産権法廷	湖北省
山東省	濟南知識産権法廷 青島知識産権法廷	轄濟南、淄博、枣庄、濟寧、泰安、萊蕪、濱州、德州、聊城、臨沂、荷澤 青島、東營、煙台、濰坊、威海、日照
浙江省	杭州知識産権法廷 寧波知識産権法廷	杭州、嘉興、湖州、金華、衢州、麗水 寧波、溫州、紹興、台州、舟山
安徽省	合肥知識産権法廷	安徽省
福建省	福州知識産権法廷	福建省

【4】 不正競争防止法(反不正競争法)の改正草案(第二次審議稿意見募集)(2017年8月28日)

予てより改正が検討されていた不正競争防止法(反不正競争法)は、第12回全国人民代表大会第19回会議で第二次審議稿が検討され、9月5日から24日まで意見募集が行われた。ほぼ最終的な改正案となっていると考えられるため、下記の通り仮訳でご紹介する。

第2章の第6条と第7条に不正競争行為の種類と不正競争に関与する当事者を再編成している。商標と商号の問題は第6条(4)項に、営業秘密は第9条に規定された。また、インターネット上の不正競争行為について、多くの追加の規定が設けられた。

中華人民共和國反不正競争法(改正草案、審議稿二
仮訳) 2017年8月28日発表

第1章 総則

第1条 社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励及び保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するため、本法を制定する

第2条 事業者は生産事業活動において、自由意思、平等、公平、信義誠実の原則を遵守し、法律及び一般に認められる商業倫理を遵守しなければならない。

本法でいう不正競争行為とは、事業者が本法の規定に違反し、不正な手段により市場競争に従事し、市場の競争秩序を混乱させ、他の事業者の合法的權益を害する行為をいう。

本法でいう事業者とは、商品の生産、事業或いはサービスの提供(以下「商品」はサービスを含む)に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。

第3条 各クラスの人民政府は措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境及び条件を作り出さなければならない。

國務院は反不正競争活動の協調メカニズムを構築し、反不正競争の重大な政策を研究・決定し、競争秩序を維持するための重大な課題に協調して処理する。

第4条 県クラス以上の人民政府は工商行政管理責任部門が不正競争行為に対して処分することを履行する。法律、行政法規が他の部門の処分を規定している場合、当該規定に従う。

第3章は被疑不正競争行為の調査と項目が修正され、被疑行為に関する調査と適用が明確にされた。

そして、第4章では法律責任としての罰金が増額されている。

仮訳はご参考まで。

関連サイト:

http://www.saic.gov.cn/xw/yw/gwy/201709/t20170907_268938.html

第5条 国はすべての組織及び個人が不正競争行為に対し社会的監督を行うことを奨励、支持及び保護する。

国家機関及びその職員は不正競争行為を支援、庇護してはならない。

第2章 不正競争行為

第6条 事業者は以下に掲げる混同行為、他人の商品或は他人と特定な関係があると誤認誘因に従事してはならない:

(1)無断で他人の商品の特有な名称、包装、装飾を使用、或は他人の商品と類似する名称、包装、装飾を使用すること;

(2)無断で他人の企業名称(略称、屋号などを含む)、社会組織名称(略称など含む)、姓名(ペンネーム、芸名を含む)を使用すること;

(3)無断で他人のドメイン名の要部、ウェブサイト名、ウェブページ、チャンネル、プログラム、コラム名及び標識などを使用すること;

(4)他人の商標を企業名称中の屋号として使用すること。

第7条 事業者は金品或は他の贈賄手段を用いて以下に掲げる組織或は個人と、取引機会或は競争優位を獲得してはならない:

(1)取引相手方の職員;

(2)取引相手方の委託を受けた関連事務手続きの組織或は個人;

(3)国家機関、国有会社及び企業、事業組織、民間団体、或は国家公務員;

(4)国家公務員の職権を取引に影響可能な他の組織或

は個人。

事業者は取引活動中に、取引相手方に割引、或は仲介者にコミッションを支払う場合、明示することができる。事業者が取引相手方に対する割引、或は仲介者に対するコミッションを支払う場合、ありのままに記帳しなければならない。割引、コミッションを受け取った事業者はありのままに記帳しなければならない。

事業者の職員が賄賂を行った場合、事業者の行為と認定しなければならない。但し、事業者が証拠をもとに当該職員行為が事業者の取引機会或は競争優位の獲得と無関係と証明した場合は除く。

第 8 条 事業者は当該商品での詐欺或は誤解を受ける商業宣伝により、消費者を詐欺、惑わしてはならない。

第 9 条 事業者は以下に掲げる営業秘密を侵害する行為をしてはならない：

- (1) 窃盗、賄賂、脅迫或はその他の不正な手段により権利者の営業秘密を得ること；
- (2) 前項の手段で得た権利者の営業秘密を開示、使用或は他人に使用を許諾すること；
- (3) 契約に違反或は権利者との営業秘密保持に関する要求に違反し、その保持する営業秘密を開示、使用或は他人に使用を許諾すること；

第三者が営業秘密は権利者の従業員、元従業員或はその他の組織、個人が前項に列挙する違法な手段で得たものであることを知りながら或いは知りうる場合、営業秘密の侵害と見做される。

本法でいう営業秘密とは、公衆に知られていず、事業上の価値を有するとともに権利者が相応の秘密保持の措置をしている技術情報及び経営情報をいう。

第 10 条 事業者は以下に掲げる懸賞景品付販売をしてはならない：

- (1) 懸賞の種類、景品交換条件、賞金の金額或は商品など懸賞景品付販売の情報が不明確で、景品交換に影響を及ぼすこと；
- (2) 懸賞があると偽り或は故意に内定者が懸賞を得られる詐欺的方法で懸賞景品付販売をすること；
- (3) 抽選方式による懸賞景品付販売の場合、最高賞の金額が 5 万円を超えること。

第 11 条 事業者は虚偽の情報を捏造、流布、或は誤認

させる情報を流布し、競争相手のビジネス信用や商品の評判を害してはならない。

第 12 条 事業者がインターネットを利用して生産営業活動に従事している場合、本本の各規程を遵守しなければならない。

事業者は技術的手段を利用してはならず、利用者を選択或はその他の方式に影響を及ぼし、下記に掲げる事業者が合法的に提供するインターネット商品或はサービスの正常な営業を妨害、損壊その他に従事してはならない：

- (1) 他の事業者の同意なく、当該合法的に提供されているインターネット商品或はサービス中に、リンクを挿入し、強制的に目的先に移動させること；
- (2) 他人が合法的に提供するインターネット商品或はサービスを誤認、詐欺、強制利用者変更、閉鎖、アンインストールすること；
- (3) 悪意により他の経営者が合法的に提供するインターネット商品或はサービスと互換性をなくすること；
- (4) その他、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品或はサービスの正常な営業を妨害或いは破壊すること。

第 3 章 被疑不正競争行為の調査

第 13 条 監督検査部門が被疑不正競争行為を調査する場合、下記に掲げる措置を取ることができる：

- (1) 被疑不正競争行為の事業所に立ち入り検査を実施すること；
- (2) 調査を受ける事業者、利害関係者及びその他の関係組織、個人を尋問し、当該関係状況の説明或は調査を受けた行為に関係するその他の資料提供を要求すること；
- (3) 被疑不正競争行為に関係する関連する協議書、帳簿、帳票、書類、業務通信及びその他の資料の照会や複製すること；
- (4) 被疑不正競争行為に関係する金品の差押え、押収すること；
- (5) 被疑不正競争行為の事業者の銀行口座の照会すること。

前項記載の措置をとる場合、監督検査部門の重要責任者に書面で報告するとともに許可を得なければならない

い。

前第 4 項、第 5 項の規定の措置をとる場合、設定地域の市クラス以上の人民政府の監督検査部門の重要責任者に書面で報告するとともに許可を得なければならない。

第 14 条 監督検査部門が被疑不正競争行為を調査する場合、「中華人民共和国行政強制法」及びその他の関係法律、行政規則の規定を順守するとともに、その処分結果を速やかに社会に公開しなければならない。

第 15 条 監督検査部門が被疑不正競争行為を調査する場合、調査を受ける事業者、利害関係者及びその他の関係組織、個人は関係資料或は状況をありのままに提供しなければならない。

第 16 条 被疑不正競争行為に対して、如何なる組織及び個人も監督検査部門に通報する権利を有し、監督検査部門は通報を受けた後法に基づき速やかに処理しなければならない。

監督検査部門は通報を受理する電話、FAX 或は電子メールアドレスを社会に公開するとともに、通報人の秘密を保持しなければならない。実名による通報並びに関連事実及び証拠の提供に対して、監督検査部門は処理の結果を通報人に知らせなければならない。

第 4 章 法律責任

第 17 条 事業者は本法に違反し、他人に損害を与えた場合、民事上の責任を負わなければならない。事業者の合法的權益が不正競争行為で損害を受けた場合、人民法院に訴訟を提起することができる。

不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、その権利侵害を受けた実際の損害により確定する。実際の損害が計算しにくい場合、侵害者が侵害により獲得した利益で確定する。賠償金額には事業者が権利侵害行為を止めるために支出した合理的な費用が含まなければならない。

事業者が本法第 6 条、第 9 条の規定に違反し、権利者が権利侵害を受けることで実際の損害を受けた場合で、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが難しい場合、人民法院は権利侵害の情状に基づき権利者に 300 万元以下の賠償を与える。

第 18 条 事業者が本法第 6 条の規定に違反し誤認混

同行為に従事した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法営業額が 5 万元以上の場合、違法営業額の 5 倍以下の罰金を併科することができる。違法営業額がない或は違法営業額が 5 万元未満の場合、25 万元以下の罰金を併科することができる。情状が深刻な場合、営業許可を取消す。

事業者が登記した企業名称(商号)が本法第 6 条の規定に違反した場合、監督検査部門は事業者に 1 か月以内に名称変更登記申請を命じなければならない。期限満了までに変更登記申請が未提出の場合、担当企業登記機関は当該名称を企業信用情報公示システムから削除し、当該名称を統一社会信用コードで代用するとともに、それを事業異常者名簿に記入する。

第 19 条 事業者が本法第 7 条に規定する他人に贈賄し、犯罪を構成しない場合、監督検査部門は違法所得を没収し、10 万元以上 300 万以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、営業許可を取消す。

第 20 条 事業者が本法第 8 条に規定する当該商品での詐欺或は誤解を受ける商業宣伝をした場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、20 万元以上 100 万以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、100 万元以上 200 万元以下の罰金を科す。

事業者が本法第 8 条の規定に違反し、虚偽広告の発表に属する場合、「中華人民共和国広告法」の規定に基づき処罰する。

第 21 条 事業者が本法第 9 条に規定する営業秘密の権利を侵害したが、犯罪を構成しない場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50 万元以上 300 万元以下の罰金を科す。

第 22 条 事業者が本法第 10 条に規定する懸賞景品付販売を行った場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、影響の除去、5 万元以上 50 万以下の罰金を科す。

第 23 条 事業者が本法第 11 条の規定に違反し、他人のビジネス信用や商品の評判を害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、影響の除去、10 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50 万元以上 300 万元以下の罰金を科す。

第 24 条 事業者が本法第 12 条の規定に違反し、他の

事業者が合法的に提供するインターネット商品或はサービスの正常な営業を妨害、損壊した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50 万元以上 300 万元以下の罰金に科す。

第 25 条 事業者が本法の規定に違反し不正競争を行った場合で、違法行為が軽微であるとともに速やかに是正した場合、行政処罰をしない。

第 26 条 事業者が本法の規定に違反し不正競争を行った場合、行政処罰を受け、監督検査部門は信用情報を記録するとともに関連法律、行政規則の規定に基づき公示する。

第 27 条 事業者が本法の規定に違反した場合、民事責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならない、その財産では弁済が不足の場合、民事責任を負うことを優先する。

第 28 条 監督検査部門が本法による職責履を履行することを妨害、調査を拒絶や阻害した場合、監督検査部門は是正を命じ、個人には 5 千元以下の罰金、組織には 5 万元以下の罰金を科すとともに公安機関による治安権利処罰を下すことができる。

第 29 条 当事者は監督検査部門の下した処罰決定に不服がある場合、法により行政不服申立或は行政訴訟を提起することができる。

第 30 条 政府及びその所属部門は本法第 7 条に違反して他人に指令し、その指定する事業者の商品を購入させ、その他の事業者の正当な経営活動を制限し、または商品が地域間を正常に流通することを制限した場合、上級機関は是正を命じる。情状が深刻な場合、同級或いは上級機関は直接責任者に対し行政処分を与える。指定された事業者は被指定により品質が劣りながら価格が高い商品を販売し或いは費用をみだりに徴収した場合、監督管理部門は違法所得を没収しなければならない、情状によって違法所得の 2 倍以上 3 倍以下の料金を科することができる。

第 31 条 監督検査部門の職員に職権乱用、職務怠慢、徇私舞弊(訳者注:汚職、私欲のために不正に法律を適用)がある場合、法により処分する。

第 31 条 本法の規定に違反する場合、犯罪を構成し、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 付則

第 32 条 本法は、年月日より施行する。

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

